

保険料率の引き上げを可能な限り抑制するために 令和6年度予算および付加給付と 保健事業の見直しについて

日頃は健康保険組合の運営と事業に対する取り組みにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和6年2月20日開催の組合会において令和6年度予算が承認され、併せて下記のとおり従来行っていました付加給付と健康診断費用補助の給付額が変更されましたので、お知らせします。

令和6年度予算では2億9千万円の経常赤字を見込んでいます。この赤字は繰越金を充てることによつてまかない、令和6年度保険料率は前年度と同率の9・4%とされています。給付範囲の見直しは、少子高齢化が進み高齢者医療制度への納付金負担が保険者にますます重くのかかってくる中、将来においても可能な限り現在の保険料率を維持していくことを考え、組合会において承認をいただきました。

当健保組合としても、医療費を可能な限り抑制する努力を続け、併せてサービスの効率化・質の向上を図っていきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
(令和6年度予算の概要については2〜3ページをご参照ください。)

付加給付・健康診断補助の見直しについて

**出産育児一時金付加金の引き下げ
10万円から5万円へ**

令和5年度から出産育児一時金、家族出産育児一時金の法定給付額が42万円から50万円へ引き上げられ健保組合の負担が増加しました。当健保組合では出産育児一時金に上乗せして出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金付加金を給付していますが、給付額を引き下げます。

**一部負担還元金、合算高額療養費付加金、
家族高額療養費付加金の廃止**

長期入院などにより高額な医療費がかかった場合の自己負担を軽減する高額療養費制度がありますが（軽減分は健保組合で負担しています）、当健保組合ではさらに上乗せして、高額療養費制度の適用を受けても自己負担額が5万円を超えた場合には5万円を超過した分を健保組合の財源から給付していました。この5万円超過分の付加給付を廃止します。

脳ドック、PETドックの廃止

脳ドック、PETドックへの費用補助を廃止します。
生活習慣病健診、人間ドック（日帰り）および一般健診への補助は今までどおり継続します。

令和6年度収入支出予算概要のお知らせ

一般勘定

保険料率は前年度と同率の9・4%です。

令和6年度は、事業所の採用動向等から被保険者数の減少が見込まれますが(5、865人、対前年度235人減)、一方新卒採用の減少により低下傾向にあった平均標準報酬月額を持ち直し(296、523円、対前年度4、983円増)、総標準賞与額は2、476百万円(対前年度105百万円増)を見込みます。その結果、保険料収入は2、115百万円(対前年度44百万円減)を見込みます。

保険給付費は、人数減および付加給付費の削減により1、168百万円(対前年度71百万円減)、納付金は1、067百万円(対前年度55百万円増)、保健事業費は105百万円(対前年度6百万円増)を見込みます。

予算総額は前年度とほぼ同規模の3、436百万円(対前年度14百万円減)、経常収支は290百万円の赤字を見込みます。

介護勘定

保険料率は1・6%です(対前年度0・14%減)。

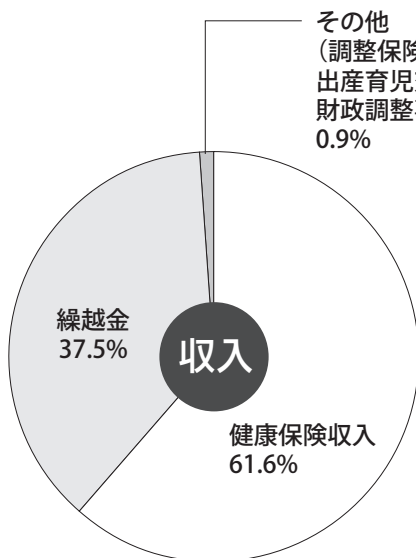
令和6年度は、介護保険収入87、588千円、繰越金9、129千円、介護納付金87、260千円、予備費9、431千円を見込みます。

予算総額は前年度とほぼ同規模の96、721千円(対前年度1、593千円増)、経常収支は302千円の黒字を見込みます。

「保険給付費」と「納付金」だけで、「健康保険収入」を上回ります。

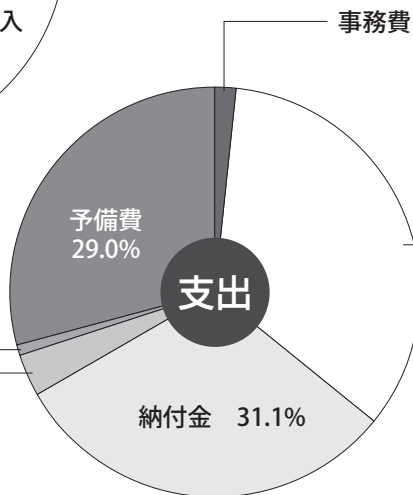
健康保険収入

保険給付費
納付金



その他
(調整保険料収入、国庫補助金収入、
出産育児交付金、
財政調整事業交付金、雑収入)
0.9%

その他
(還付金、営繕費、
財政調整事業拠出金、
連合会費、雑支出)
1.0%



事務費 1.9%

保険給付費 34.0%
法定給付費 33.7%
付加給付費 0.3%

保健事業費 3.1%

令和6年度予算概要

一般勘定 末尾に*印のついた項目は経常収入支出科目です

収入科目	予算額(千円)
健康保険収入*	2,116,052
{ 保険料*	2,115,319
{ 国庫負担金収入他*	733
調整保険料収入	29,665
繰越金	1,288,267
国庫補助金収入	214
{ 特定健診・保健指導補助金*	209
{ その他	5
出産育児交付金*	1,834
財政調整事業交付金	100
雑収入	75
{ 利子収入・その他*	24
{ 補助金等追加収入	51
収入合計	3,436,207
経常収入合計*	2,118,119

支出科目	予算額(千円)
保険給付費*	1,167,900
{ 法定給付費*	1,157,925
{ 付加給付費*	9,975
納付金*	1,067,268
事務費*	66,080
保健事業費*	105,248
還付金	105
{ 保険料還付金*	100
{ 調整保険料還付金	5
連合会費*	1,523
営繕費	2,000
財政調整事業拠出金	29,665
雑支出	200
{ 補助金等返還金支出	100
{ その他*	100
予備費	996,218
支出合計	3,436,207
経常支出合計*	2,408,219
経常収入支出差引額*	-290,100

経常収支で2億9,000万円の赤字予算

介護勘定 末尾に*印のついた項目は経常収入支出科目です

収入科目	予算額(千円)
介護保険収入*	87,588
繰越金	9,129
繰入金	0
雑収入*	4
一般勘定受入	0
収入合計	96,721
経常収入合計*	87,592

支出科目	予算額(千円)
介護納付金*	87,260
介護保険料還付金*	20
積立金	0
一般勘定繰入	0
雑支出*	10
予備費	9,431
支出合計	96,721
経常支出合計*	87,290
経常収入支出差引額*	302

令和6年度予算基礎数値等

一般勘定

区分	令和5年度	令和6年度	増減
被保険者数	6,100人	5,865人	-235人
保険料免除者数(再掲)	119人	148人	29人
平均標準報酬月額	291,540円	296,523円	4,983円
総標準賞与額	2,371,669千円	2,476,291千円	104,622千円
被保険者の平均年齢	31.11歳	30.83歳	-
被扶養者数	1,180人	1,062人	-118人

	一般保険料率	調整保険料率	計
事業主	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
被保険者	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
計	92.700/1,000	1.300/1,000	94.000/1,000

介護勘定

区分	計
介護保険第2号被保険者数	1,184人
介護保険第2号被保険者たる被保険者数	984人
特定被保険者数	18人
平均標準報酬月額	417,018円
総標準賞与額	457,526千円

	介護保険料率
事業主	8.000/1,000
被保険者	8.000/1,000
計	16.000/1,000

被扶養者に異動があったら、届出をお忘れなく

※被扶養者でなくなった後に、当健保組合の保険証を使ってしまった場合は、後日、健保組合が負担した医療費等を返還していただくことになるので、ご注意ください。

こんなときは、被扶養者でなくなるので、異動届を提出してください

▶ 就職した・他の健保組合に加入したとき

▶ 収入が増えたとき

- 被扶養者の年間収入が130万円(60歳以上または障害がある場合は180万円)以上見込まれる、または被保険者の収入の1/2以上になった(同一世帯の場合)。

▶ 失業給付金を受給したとき

- 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上または障害がある場合は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給することになった。

▶ 75歳になったとき(後期高齢者医療制度の被保険者になったとき)

※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。

▶ 別居したとき

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族が、被保険者と別居した。

▶ 国内居住要件を満たさなくなったとき

※ただし、留学する学生、海外赴任に同行する家族、ワーキングホリデーなど、一時的に海外に渡航している場合は、被扶養者として認められる。

◀◀◀ 「年収の壁」への対応 ▶▶▶

健保組合の被扶養者がパートなどで働くとき、収入要件を超えると社会保険料を負担することになるため、就業調整をしている方がいます。いわゆる「年収の壁」を意識せずに働けるようにするため、時限措置として次のような施策が実施されています。

「106万円の壁」への対応

- 手取り収入を減らさない取り組み^{*}を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円を国が支援

※社会保険適用促進手当を労働者へ支給(社会保険料の算定対象外)、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長

「130万円の壁」への対応

- 収入が一時的に上がっても、事業主の証明により一時的な収入の変動と認められると、引き続き被扶養者として認定

詳しくは、厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



公 告

公告第288号

新年度の健康保険料率および介護保険料率について

令和6年度の健康保険料率は9.4%とし、前年度から変更ありません。
介護保険料率は1.6%とし、0.14%引き下げました。
令和6年3月1日(令和6年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和6年4月1日)から実施します。

	健康保険料率		介護保険料率	
	新料率	旧料率	新料率	旧料率
被保険者	47.000/1,000	47.000/1,000	8.000/1000	8.700/1,000
事業主	47.000/1,000	47.000/1,000	8.000/1000	8.700/1,000
合計	94.000/1,000	94.000/1,000	16.000/1000	17.400/1,000

内訳は次のとおりとなります。

- 一般保険料率 92.70/1000
- 基本保険料率 45.92/1000 特定保険料率 46.78/1000
- 調整保険料率 1.30/1000

公告第289号

任意継続被保険者の 新年度保険料について

令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額
は300,000円です。保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	300,000円(第22等級)
健康保険料月額	300,000円 × 94/1,000 = 28,200円
介護保険料月額	300,000円 × 16/1000 = 4,800円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当健保組合の平均標準報酬月額(下記金額)を比べ、いずれか低い方の額を適用します。
(適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

事業概要

(2024年2月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 3,091人
女 2,720人
計 5,811人

平均標準報酬月額



男 332,657円
女 266,599円
平均 301,737円

被扶養者数



1,104人
1人当たり扶養率
0.19人

介護保険第2号被保険者数



1,175人